

一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会

2025年

互助会報

第82号

発行：一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町五丁目1番5号
TEL 017-723-6527 FAX 017-723-5619

10



表紙写真：盛美園

contents	令和6年度決算の概要	2
	決算報告	3
	役員紹介	4
	事務局からのお知らせ	4
	令和6年度無給付者	6
	年金者連盟からのご案内	7

会員の動き

現職会員	4,347名
退職会員	4,508名
継続会員	129名
配偶者会員	60名
合計	9,044名
(令和7年8月31日現在)	

令和 6 年度 決算の概要

令和 7 年 6 月に開催されました令和 7 年度第 1 回理事会及び令和 7 年度定時評議員会において、令和 6 年度決算が承認されましたのでお知らせいたします。

令和 6 年度決算は、経常増減の部の受取掛金と有価証券運用益等の経常収益は 232,457 千円、医療給付費や租税公課等の経常費用は 220,832 千円、有価証券評価損益は 4,374 千円で当期経常増減額は 15,999 千円となりました。

経常外増減の部では、経常外収益の長期預り金戻入益が 32,988 千円で、当期経常外増減額も 32,988 千円でした。

この結果、当期一般正味財産増減額は 48,987 千円となり、正味財産期末残高は 847,411 千円となりました。

なお、資産合計は 1,755,812 千円です。

正味財産増減計算書

(単位：千円)

I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
	(1) 経常収益	
	基本財産運用益	2
	受取掛金	124,102
	有価証券運用益等	108,353
	経常収益計	232,457
	(2) 経常費用	
	事業費	
	医療給付費	118,302
	退会給付費	38,072
	表彰費	8,325
	研修旅行助成費	1,100
	互助会会報発行費	1,957
	管理費	
	給料手当等	23,252
	福利厚生費	3,144
	委託費	1,903
	賃借料	4,706
	租税公課	16,502
	その他	3,569
	経常費用計	220,832
	有価証券評価損益	4,374
	当期経常増減額	15,999
2	経常外増減の部	
	(1) 経常外収益	
	長期預り金戻入益	32,988
	経常外収益計	32,988
	(2) 経常外費用	
	経常外費用計	0
	当期経常外増減額	32,988
	当期一般正味財産増減額	48,987
	一般正味財産期首残高	798,424
	一般正味財産期末残高	847,411
II	指定正味財産増減の部	0
III	正味財産期末残高	847,411

決 算 報 告

1 令和6年度福祉互助会を組織する市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	29	69

2 評議員・役員の数

評議員	理事	監事	計
10名	9名	3名	22名

3 掛金の標準報酬月額に対する割合（財源率）

$$\frac{5}{1,000}$$

4 現職会員加入状況及び加入率

年 度	該当者（人） （A）	現職会員（人）			加入率（％） （B）÷（A）×100
		加入者	脱退者	加入者計（B）	
令和4年度	10,073	103	484	5,278	52.4
令和5年度	12,607	87	430	4,935	39.1
令和6年度	12,809	80	400	4,615	36.0

5 退職会員・継続会員・配偶者会員の加入状況

年 度	退職会員（人）			継続会員（人）			配偶者会員（人）		
	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計
令和4年度	205	588	5,392	19	41	166	1	8	73
令和5年度	191	631	4,952	25	33	158	2	5	70
令和6年度	177	574	4,555	18	42	134	2	8	64

6 現職会員・退職会員・継続会員・配偶者会員の掛金の状況

現職会員（円）	退職会員（円）	継続会員（円）	配偶者会員（円）	掛金合計（円）
119,965,970	3,922,250	0	214,450	124,102,670

7 医療給付費・退会給付費の状況

月	医療給付費		退会給付費		給付金計（円）
	件数	給付金（円）	件数	給付金（円）	
4	1,832	14,133,200	11	1,587,699	15,720,899
5	2,360	22,356,200	60	12,452,388	34,808,588
6	1,525	12,079,700	47	9,843,055	21,922,755
7	1,249	9,361,600	30	4,440,600	13,802,200
8	875	6,895,800	8	1,149,200	8,045,000
9	1,065	7,712,000	5	736,000	8,448,000
10	824	6,214,100	5	583,600	6,797,700
11	1,046	7,740,800	6	1,031,000	8,771,800
12	1,052	7,316,000	14	1,797,489	9,113,489
1	1,135	7,743,800	5	818,439	8,562,239
2	1,185	6,776,900	12	1,763,414	8,540,314
3	1,750	9,971,700	15	1,869,100	11,840,800
計	15,898	118,301,800	218	38,071,984	156,373,784

役 員 紹 介

本年6月2日に開催した令和7年度定時評議員会及び第2回理事会におきまして、新役員等が選任されましたのでご紹介いたします。

理 事 長	平田 博幸	藤崎町長			
副 理 事 長	山本 晴美	田子町長			
理 事	濱舘 豊光	中泊町長	評 議 員 長	石橋 勝大	横浜町長
//	野崎 尚文	大間町長	副評議員長	品川 新一	田舎館村長
//	岩渕 恵一	青森市	評 議 員	倉光 弘昭	つがる市長
//	芳賀 一弥	弘前市	//	櫻田 百合子	十和田市長
//	花田 香	八戸市	//	荒谷 憲輝	階上町長
//	平川 敬	田舎館村	//	藤本 正人	蓬田村
常 務 理 事	石田 徹	福祉互助会事務局長	//	山本 祐子	鱒ヶ沢町
監 事	成田 亨	学識経験者	//	袴田 憲司	おいらせ町
//	阿部 義治	今別町長	//	川崎 洋輔	風間浦村
//	坂上 孝司	十和田市	//	地代所 誠	階上町

(令和7年6月2日現在)



医療費請求について

●医療給付の対象となる期間

会員及び配偶者それぞれ60歳に到達する日の属する月の初日から、70歳に到達する日の属する月の末日までの診療分が適用になります。ただし、退職会員になる時に会員または配偶者が60歳を超えている場合は除きます。

また、年齢選択制の会員は選択した年齢に到達する日の属する月の初日から、10歳後の属する月の末日までの診療分が適用になります。この場合の配偶者の対象期間は、年齢ではなく会員の対象期間と同じです。

●対象となる医療費

- 1 保険適用分の支払金額（食事負担は除く）で、医療機関ごと、入院・外来別に、なおかつ1か月分ごとに合算した金額が対象となります。
- 2 総合病院において、複数の診療科を受診した場合は合算して1件となりますが、歯科の場合はそれだけで1件として取り扱います。
- 3 薬局分は、外来と合算してください。

※例 病院を4月30日に受診し、その時処方された薬を5月1日に薬局で受け取り支払う場合は、病院受診分と合算して4月分になります。

●医療給付の額

- 1 医療給付の額は、療養及び訪問看護に要した費用から健康保険法その他国又は地方公共団体の法令に基づき支払われる額（附加給付等が行われる場合はその額を含む）を控除した額が、1件につき5,000円を超えた場合、その超えた額になります。ただし、100円未満の端数は切り捨てます。
- 2 一会計事業年度における給付の額は、本人及び配偶者それぞれ10万円が限度となります。会計事業年度の途中で限度を超えた請求は、翌会計事業年度に有効期間内であれば差額請

求できます。差額請求する場合は、10万円を超えた時の請求分をもう一度医療費請求書に同じく記入し（金額も同じです）、領収証（コピー可）と一緒に提出してください。

- 3 高額療養費や21,000円以上の医療費の請求は、多数該当や世帯合算の確認のために問い合わせる場合があります。

●医療費請求書

- 1 医療費請求書はホームページからダウンロードできます。データの注意書のシートまたは医療費請求書の裏面には「医療費請求書の記入上の注意」が掲載されていますので、ご覧ください。用紙を郵送希望の方は当福祉互助会にご連絡をお願いします。

- 2 医療費請求書に記入される医療機関名は、同じく続く場合でも省略しないでください。

- 3 医療費請求書の提出は、診察を受けた翌月以降に郵送してください。（窓口でも受け付けます）

- 4 医療費請求の有効期間は、診療月から2年間です。

※例 医療費請求書が令和7年10月中に当福祉互助会へ必着の場合は、令和5年10月受診分から有効期間となります。

記入例

医 療 費 請 求 書

下記のとおり、領収書を添付して請求いたします。

令和 7 年 10 月 10 日

一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会理事長 様

住 所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
青森県〇〇郡〇〇町〇〇

電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 (携帯電話番号等)

会 員 氏 名 福 祉 太 郎

受診者氏名 フリガナ フクシ ハナコ
福 祉 花 子
保険証の種類 1 市町村職員共済
2 国民健康保険
③協会けんぽ
4 その他()
※該当の番号に○印

生 年 月 日 昭和 33 年 9 月 30 日 性 別 男 ・ 女

医療機関名	福祉互助会病院	医療区分	給付番号
受診年月	令和 7 年 1 月分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	9,980 円		0 0
医療機関名	共済歯科	医療区分	給付番号
受診年月	令和 7 年 4 月分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	11,130 円		0 0
医療機関名	青森市町村クリニック	医療区分	給付番号
受診年月	令和 7 年 5 月分	給付対象額	給付決定額
医療機関に支払った額	8,260 円		0 0

フリガナはフルネームでお願いします。

医療機関名に〇〇会等ある場合は、それを省略して記入してください。

※裏面の記入上の注意をご覧ください。太線の中だけ記入してください。

受診年月の古い順に上から記入してください。

令和6年度無給付者2,406名に記念品贈呈

福祉互助会では、毎年4月から翌年3月までの1年間医療給付を受けなかった退職会員等に対して、記念品を贈呈しております。

令和6年度については、2,406名の方々が該当し、記念品「モバイルバッテリー」を令和7年7月に発送いたしました。



令和7年度会員研修旅行

今年度の会員研修旅行は、Aコース 7月1日～7月4日 大阪・関西万博と神戸、淡路島・オリーブの島 小豆島4日間、Bコース 9月16日～9月19日 「伊勢神宮」参拝と世界遺産「熊野古道」を訪ねる南紀周遊4日間、Cコース 10月14日～10月17日 世界自然遺産「屋久島」と風光明媚な宇宙科学の島「種子島」4日間をご案内いたしました。

Aコース大阪・関西万博では、日本パビリオンの「火星の石」を予約してご覧になり、皆様大いに盛り上がりました。

またBコースでは、古に思いを馳せながら世界遺産「熊野古道」を散策し、「那智の滝」の前で写真撮影しました。

参加された皆さま、大変お疲れ様でした。



小豆島
二十四の瞳平和の群像



那智の滝

年金者連盟からのご案内

青森県市町村職員年金者連盟
〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6528
E-mail: a-nenren@ctv-kyosai-aomori.or.jp

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金の給付を受けている方、または年金待機者（年金の受給開始年齢に達していない方）等の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約4,200人となっています。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、ひとりでも多くの方々のお力添えが必要です。

退職後の未加入者及びこれから年金受給権者となられる方々に年金者連盟へご加入いただきたく、案内申し上げます。

①連盟への加入方法

共済組合ホームページから加入申込書をダウンロード、または電話・メール等でご連絡いただければ加入申込書をご自宅へ送付いたします。必要事項をご記入のうえ郵送願います。

なお、共済組合から年金決定通知書を送付する際に加入申込書を同封させていただいております。

②連盟の会費

★年金受給者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降4月の年金から1年分が控除となります。

翌年度からの会費は下記のとおりです。

- ・退職・老齢年金受給者…年金年額×千分の3.2
 - ・障害年金受給者……………年金年額×千分の1.8
 - ・遺族年金受給者……………年金年額×千分の1.8
- （上限5,000円／下限1,000円）

★年金待機者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降、年金決定年度まで2,000円を連盟口座に振込（振込手数料は連盟負担）していただきます。年金が支給されましたら自動的に年金受給者会員と同様に4月の年金から控除されます。

③連盟の主な事業

種 類	内 容
慶 祝 事 業	◆75歳になる会員に慶祝記念品の贈呈
福 祉 事 業	◆宿泊施設の利用助成（全国の市町村職員共済組合関連の施設等） 1泊3,000円（会員及び配偶者を対象に1人1年度につき延2泊まで利用できます） ◆団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、がん保険 保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定されています。 ◆葬儀支援サービス（26.4万円（税込）から利用できます） ◆災害見舞金制度（雨を起因とした災害により被害を受けられ、一定の要件に該当した場合） ◆青森市しんまちクリニックでの人間ドック受診特別割引（会員と配偶者） ◆医薬品の割引斡旋等 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、日帰り旅行等を行っています。
広 報 事 業	◆広報誌「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配付しています。

APPLE PALACE AOMORI

令和 7 年度 互助会員様限定宿泊料金のお知らせ

シングル

デラックスシングル
1 名利用

デラックスシングル
2 名利用

ツイン
和室 3 ～ 5 名利用

和室 2 名利用

7,000 円 8,000 円 5,500 円 6,000 円 7,500 円

上記料金は全ておひとり様、素泊り料金となり、消費税・サービス料込みの金額でございます。



朝食

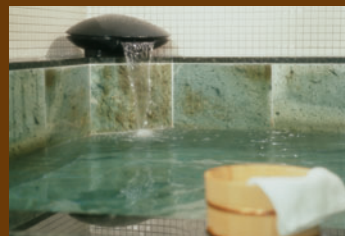
※写真はイメージです。



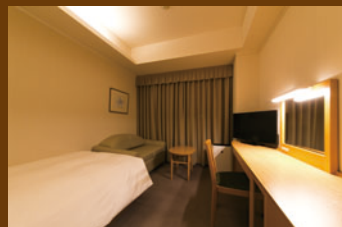
夕食（会席）

※写真はイメージです。

- ・朝食付は上記宿泊料金に 1,650 円追加となります。
- ・会席付宿泊プラン（1泊2食付）は上記宿泊料金に 7,650 円追加となります。
- ※会席付宿泊プランのご予約は宿泊日の 6 日前までにご予約ください。



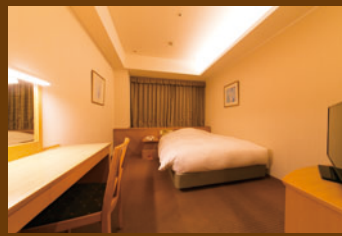
大浴場



シングル



ツイン



デラックスシングル



和室

ホテル概要

〈チェックイン / チェックアウト〉 15:00 / 11:00 〈階数 / 客室〉 地上 7 階 / 54 室
 〈アクセス〉 JR 青森駅から車で 5 分 / 東北自動車道青森中央 IC から車で 15 分
 〈宿泊者専用大浴場〉 ご利用時間 15:00 ～ 24:00 6:00 ～ 9:00
 〈駐車場〉 有料（1泊1台500円）80台



笑顔と温もりと優しさと
アップルパレス青森

青森市本町 5 丁目 1-5 <https://apple-palace.com/>



ご予約・お問合せ

TEL 017-723-5610
(宿泊課直通)